

定例監査等の結果に基づき講じた措置の公表について

平成27年度定例監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、中央区長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成28年4月28日

中央区監査委員 梅田源一
同 守本利雄
同 墨谷浩一

平成28年2月26日付け27中監第163号「平成27年度定例監査結果報告書」に基づく措置

区民部 区民生活課

指摘事項	<p>超過勤務等命令簿で給与担当確認欄が未処理のものが多数ありました。 担当者の確認の徹底などにより、遺漏がないよう事務処理を行ってください。</p>
措置状況	<p>担当者が超過勤務等命令簿の処理について理解不足な点があり、超過勤務等命令簿を給与担当係へ送付することを失念していたとともに、係内におけるチェック体制にも不備があり、担当者の誤りを指摘できませんでした。 そこで、超過勤務等命令簿の作成だけでなく会計処理等の流れについて職場内研修を実施するとともに、他の係も含めた課内全体で情報の共有を行いました。 また、超過勤務等命令簿等の書類全般について、係長をはじめ組織全体で定期的に確認を行うこととしました。</p>
指摘事項	<p>近接地内旅費の支給遅延が見受けられました。 旅行者が立替払いをしていることから、遅滞のない旅費支給を心掛けてください。</p>
措置状況	<p>全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会の事務局を担当していたため、例年に比べて事務が複雑な状況が続き、通常の事務がやや遅延状態となっていました。 特に、旅行命令簿（兼旅費請求内訳書）については、協議会事務局としての出張も多かったため、本来日々確認すべきところ、まとめて作成してしまったとともに、振り込まれた旅費についても支給が滞ってしまいました。 そこで、近接地内の旅費については、旅行者の立替であることを再認識し、旅行命令簿（兼旅費請求内訳書）については日々確認のうえ必ず翌月の早い時期に作成するとともに、振り込まれた旅費についても速やかに支給するよう係長を中心に職場内で確認し合える体制を整えました。</p>

平成28年2月26日付け27中監第163号「平成27年度定例監査結果報告書」に基づく措置

区民部 スポーツ課

指摘事項	<p>近接地外旅費が受領されているにもかかわらず、内国旅費請求内訳書兼領収書に受領印のないものが散見されました。</p> <p>金銭取扱い上の事故を誘発するおそれもありますので、組織的な点検を行うなど適正な事務処理に努めてください。</p>
措置状況	<p>担当者が、内国旅費請求内訳書兼領収書について理解不足な点もあり、旅費を支給した際に旅行者からの受領印をもらうことを失念したとともに、旅行者も同様に受領印を押印することに気づきませんでした。また、係内のチェック体制にも不備があり、これらの誤りを指摘できませんでした。</p> <p>そこで、内国旅費請求内訳書兼領収書についてだけでなく会計処理等の流れについて職場内研修を実施するとともに、他の係も含めた課内全体で情報の共有を行いました。</p> <p>また、印漏れ等については書類全般について係長をはじめ組織全体で定期的確認を行うこととしました。</p>

平成28年2月26日付け27中監第163号「平成27年度定例監査結果報告書」に基づく措置

福祉保健部 保険年金課

指摘事項	<p>国民健康保険料の収入率は前年度に比べ1.3ポイント改善しているものの、収入未済額は約21百万円(約2%)増加しています。</p> <p>滞納は、負担の公平性の観点からも看過できない問題です。時効が2年と短いため、保険料の支払能力を把握のうえ適切な滞納対策を講じてください。</p>
措置状況	<p>平成26年度から高額滞納者に対しては財産調査を実施し、預貯金の差押え処分を行っています。平成26年度は7件の差押えの結果3件が納付に応じ、4件 2,394,438円の債権取立を行いました。また、平成27年度は13件の差押えの結果6件が納付に応じ、7件 4,423,322円の債権取立を行い、それぞれ滞納保険料に充当しました。</p> <p>平成28年度以降は、これまでの徴収嘱託員による集金業務の見直しを行い、新たに滞納整理業務を担う収納推進員を導入し、より積極的な滞納整理に取り組むこととしました。</p> <p>今後とも、負担の公平性の観点から、収入未済額の縮減と収入率のアップに努めてまいります。</p>

平成28年2月26日付け27中監第163号「平成27年度財政援助団体等監査結果報告書」に
基づく措置

福祉保健部 子育て支援課

施 設：京橋こども園

指定管理者：株式会社 小学館集英社プロダクション

指摘事項	収支決算において運営費に計上することが不適切と思われるものがありました。改善に努めてください。
措置状況	指定管理者に対する負担金のうち運営費に、施設の什器等に対する損害保険の保険料を計上していました。 指摘のとおり、本経費は京橋こども園の直接運営に要する経費ではありません。また、区直営の保育園では同様の保険には加入していません。 そこで、平成28年度以降、同保険への加入については指定管理者の判断に委ねることとし、加入する場合の保険料は自社負担または一般管理費のなかで賄うよう改めました。

平成28年2月26日付け27中監第163号「平成27年度財政援助団体等監査結果報告書」に
基づく措置

福祉保健部 高齢者福祉課

施 設：日本橋高齢者在宅サービスセンター

指定管理者：株式会社 ニチイ学館

指摘事項	<p>利用率がこれまでと比べ低くなっています。 その要因を把握・分析し、利用率回復に向けた施設運営のあり方等について検討してください。</p>
措置状況	<p>周辺に同様のサービス提供を行う民間事業者が増加したことや、利用希望者へのPRが不足したことなどにより、以前に比べ利用率が低下したものと考えられます。 現在は、居宅介護支援事業者への訪問活動等を強化したことにより、平成25年度の平均利用率には及ばないものの、やや持ち直している状況にあります。 今後とも、利用者登録状況を把握のうえ空き状況に応じたより積極的なPRを行うとともに、介護度の高い方の受入れや地域との交流など民間事業所にはない区立ならではの特色などのPRにも努め、利用者登録の増加と利用率回復をめざします。</p>